

中型獣類捕獲用箱罾貸出要領

令和5年6月1日

盛岡市鳥獣被害防止対策協議会会長決定

(趣旨)

第1 この要領は、中型獣類による農作物被害を防止するため、盛岡市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）が所有する中型獣類用箱罾（以下「箱罾」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「中型獣類」とは、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ及びキツネをいう。

2 この要領において「維持管理」とは、箱罾の設置、箱罾の見回り、給餌及び捕獲した中型獣類の処分をいう。

(対象者)

第3 箱罾の貸出を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、市内に農地を所有又は耕作している農林業者とする。

(手続)

第4 申請者は、貸出申請書（様式第1号）を盛岡市鳥獣被害防止対策協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(貸出の決定)

第5 会長は、第4に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、貸出決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第6 箱罾の貸出期間は原則として30日間以内とする。ただし、申請者から貸出期間満了前に再度申請があり、会長が必要と認めたときは、引き続き期間を定めて貸し出すことができる。

(貸出に係る費用)

第7 貸出に係る費用は、無料とする。ただし、維持管理に係る費用は申請者の負担とする。

(返却の命令)

第8 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出期間中であっても箱罾を返却させることができる。

- (1) 目的外で使用したとき。
- (2) 箱罾を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) 箱罾を第三者に転貸したとき。
- (4) その他会長が必要と認めたとき。

(損傷又は紛失の届出等)

第9 申請者は、箱罾を損傷し、又は紛失した場合は、速やかに損傷等届出書（様式第3号）により会長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出が、申請者の責によるものである場合は、当該箱罾と同種同等の機材をもって弁償しなければならない。

(返却)

第 10 申請者は、貸出期間が満了し、又は第 8 の規定により返却の命令を受けたときは、返却報告書(様式第 4 号)を会長に提出するとともに箱罫を協議会に返却しなければならない。

(損害賠償)

第 11 協議会は、箱罫の使用により、申請者が故意又は過失により損害を被った場合及び第三者に対して損害を及ぼした場合については、その補償の責を負わない。

(貸出台帳の整備)

第 12 会長は、箱罫の貸出状況を明確にするため、箱罫貸出台帳(様式第 5 号)を整備するものとする。

(その他)

第 13 この要領に定めのない事項は、会長が決定する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。